

# 大阪市立瓜破西小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

※いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いの良さを認め合い、自分も友達（仲間）も大切にする子」の育成のために「瓜破西小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりに向け、子どもの様子を全教職員で把握するための子どもサポートネット委員会やいじめ防止対策委員会を定期的に行う。
- ② 子どもたちの実態を把握するためのアンケート調査を学期ごとに行い、子どもの実態を把握して問題を早期発見できるようにする。また、毎年度実施している保護者アンケートからの情報も活用し、いじめのない学校づくりに役立てる。
- ③ 学校だよりやホームページを通じて学校でのいじめに対する取り組みを随時報告し、PTAや地域の方々との連携を深めながら、子どもたちが安心して過ごすことができるようとする。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### ＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための取組みを全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 安心して学校に通い、落ち着いて学習することができる学校づくりのために各学級でも学習規律に関する指導を徹底させ、配慮を要する子どもの状況を子どもサポートネット委員会で共有できる体制を整える。
- ② 「わかる授業」づくり・「子どもが主体的に学ぶことのできる授業」づくりの実践に向け、当該年度の研究教科に応じた研究授業に全教員が取り組む。
- ③ 積極的に各種研修に参加し、指導力の研鑽に取り組む。

## (2)自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①学級での係活動や委員会活動などを通して、主体的に考え、一人一人が活躍することができる活動を充実させる。
- ②児童による司会やグループ活動など、協働的な学習方法を積極的に授業に取り入れ、子どもどうしのつながりを大切にする集団づくりを行う。
- ③さまざまな体験活動や子どもまつりでの店番などを通し、キャリア教育の充実をはかる。

## (3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①年間計画を策定し、学級に置いて道徳指導を充実させ、障がいのある児童を中心とした学級づくり・学校づくりを進め、お互いを思いやることの大切さを実感できる取り組みを行う。
- ②緑の豊かな運動場で自然に触れ、草木や生き物の様子を観察するとともに、学習園での栽培活動も積極的に行い、命の大切さなどについて学ぶ機会を増やす。
- ③全校集会や道徳の授業などを中心に、いじめに関する定義を子どもたちが理解できるような取り組みを行い、「傍観者」もいじめに加担しているということを認識できるようにする。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### ＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①子どもたちに係わる全ての大人が児童観察を行い、子どもサポートネット委員会を通して全教員が情報を共有できるようにする。
- ②子どもサポートネット委員会での報告を記録し、子どもの変化の経過を時系列に把握できるようにする。
- ③特別支援教育コーディネーターを介した教育相談の紹介などを積極的に行う。
- ④子ども用アンケート調査の結果を活用し、問題の未然防止に役立てる。
- ⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用するなど、外部機関との連携を強化し問題の解決にあたる。
- ⑥いじめが起こった際の相談窓口は、学校だよりやホームページなどで周知を行う。

## 5. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1)学校内の組織

#### ①いじめ防止対策委員会

（構成）

校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭・当該学級担任

（役割）

- ・いじめや問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開催して情報を共有し、関係児童への指導や支援の方針を決め、保護者との連携を行う。

## ②子どもサポートネット委員会

(構成)

校長・教頭・教務主任・特別支援コーディネーター・特別支援担当・養護教諭・生活指導部長・人権教育主担・外国人教育主任・各学年1名（輪番）

(役割)

・特別な支援が必要な子どもだけでなく、学校・家庭・社会において困難さを持つ全ての子どもたちの情報を共有し、支援の必要性や方針・方法などについて協議する。

### 【年間計画】

① いじめ防止対策委員会…不定期 必要な時に開催

（月1回の生活指導部会で毎回児童の様子を確認する）

② 子どもサポートネット委員会…原則、毎月1回

### 【調査等】

① 児童生徒対象いじめアンケート調査（学期に1回）

② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（不定期）

### 【研修会】

・人権教育実践研修会（年3回）

・特別支援教育研修会（年2回）

・生活指導研修会（年1回）

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 学校だよりやホームページなどを通じて積極的に情報発信・啓発を行う。

② 学校協議会への提案を行い、学校で生じた問題を協力して解決する体制を整える。

③ 取り扱う案件によっては、委員会への地域諸団体や関連機関の参加を要請する。

### (3) 取組内容の検証

① 「運営に関する計画」に基づいて年度計画を見直し、P D C Aサイクルを活用して次年度以降につなげる。

② 学校評価アンケートや子ども用いじめアンケートの結果を分析し、次年度の取り組み内容に反映させる。

③ いじめの未然防止の推進をはかるために校内研修を行い、再発防止に関する情報を共有し学校の取り組みを充実させる。

## 6. 重大事案への対処

次の重大事案があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

### (1) 保護者や地域・関連機関との連携

#### ※ いじめ発見の際の流れ（例）



